

事業名	事業主体	採 択 基 準		
		事業内容	受益面積	末端支配面積
畑地帯総合整備事業	県	次のⅠの①～③及びこれらと関連するⅠの④～⑦、Ⅱの①～⑨並びにⅢの事業を総合的に実施する。 Ⅰ 農業生産基盤整備 ①農業用排水施設②農道③区画整理 ④暗渠⑤土層改良⑥農用地造成 ⑦農地保全 Ⅱ 生産・集落環境整備 ①近代化施設用地②営農用水 ③集落環境管理施設④農作業施設 ⑤集落道⑥安全施設⑦農地被害防護 ⑧地域資源利活用 ⑨生態系保全空間整備 Ⅲ 交換分合	ha以上 20	ha以上
	県	担い手育成型と同内容。 特に、次の3事業を設定。 ア畑地かんがい用の用水施設を緊急に補強のみ実施「単独施設整備」 イ担い手育成型のⅠの④及び⑤並びにこれを補完する⑦、Ⅱの③並びにⅢを総合的に実施「単独土層改良」 ウ担い手育成型のⅡの②のみを実施「単独営農用水」	30	
	県	受益面積が100ha以上ある農業用排水施設の新設又は廃止及び受益面積50ha以上の基幹事業以外の事業を併せて行うもの	100	